PCフォーラム

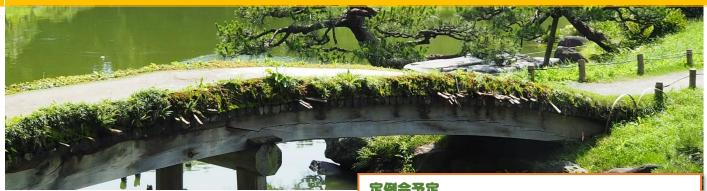
JA水郷つくばパソコン研究会会報

2023年8月号 https://dappe.com

Mail: dappepc@dappe.com



事務局:土浦市田中1-1-4 JA 水郷つくば営農部 営農企画課 電話 0908237001



■みなさんこんにちは。7月も終わり8月になってしまいま すね。

8月はお盆を中心にお休みも予定されていますのでよろ しくお願いいたします。

マイナカードの登録ミスが発覚したり世の中では、 デジタル化大丈夫かと言われたり、国内では10月から インボイス制度が始まるとか、ガソリンなど燃料が値 上がりするなど生活にいろいろ直撃してくる問題が多 いですね。



■今月の特集

電子帳簿保存法とは国税関係の帳簿や書類 などの電子保存を認める法律

電子保存は3パターン

•電子帳簿等保存

電子帳簿等保存とは、電子的に作成した帳簿や書類を電子 データのままで保存すること。例えば、会計システムで作成 した仕訳帳や総勘定元帳、貸借対照表、損益計算書などが 該当します。また、自社が電子的に作成した請求書等の控 え(電子取引に該当しないもの)なども含まれます。

・スキャナ保存

スキャナ保存とは、紙の書類をスマホやスキャナで読み取っ て保存することです。取引先から紙で受け取った請求書や 領収書などのほか、自社が紙で作成した取引関係書類の 控えも該当します。

•電子取引

電子データでやりとりした請求書等の取引関連書類は、電 子取引に該当します。自社が発行した書類も、取引先から 発行された書類もどちらも該当します。

定例会予定

8月1日 WEB、8,15日休み

22 日 WEB

29 日 PC フォーラム発行、講座、スマホなど

9月5日、19日 WEB

12日 定例会講座

26日 PC フォーラム発行、講座など

電子帳簿等保存やスキャナ保存は任意ですが、電子取引 を行った場合は、必ず電子データとして保存しなければいけ ません(2023 年 12 月 31 日まで猶予期間あり)。

電子帳簿保存の対象者は、法人税を納める法人と所得税 の納税義務がある個人事業主です。

企業の規模や、法人か個人事業主かといった違いにかか わらず、すべての事業主が対象になるといっていいでしょ う。

電子帳簿保存法の改正は、事業を営むすべての法人と個 人に関係する大きな変化です。特に、新たに義務化される 電子取引における電子データ保存については、すべての事 業者が、遅くとも猶予期間が終わる 2023 年 12 月 31 日ま でに対応方法を定め、実行する必要があります。

電子帳簿等保存の対象書類

事業者が電子的に作成した帳簿や書類を電子的に保存で きる「電子帳簿等保存」は、下記のような書類が対象です。

国税関係の帳簿: 仕訳帳、総勘定元帳、売掛帳、買掛帳、 現金出納帳、固定資産台帳など

決算関係書類:貸借対照表、損益計算書、棚卸表など 取引関係書類:注文書、見積書、契約書、領収書など 上記の書類について、電子的に作成したものである場合 は、電子データとして保存することが可能です。なお、データ を出力して紙で保存することもできます。

ただし、取引関係書類について、取引先に電子的に交付した場合は電子取引の対象になり、電子保存が必要です。

スキャナ保存の対象書類

スキャナ保存の対象になる書類は、取引先から紙で受け取った取引関係書類で、下記のような書類が該当します。

契約書 納品書 請求書 領収書 見積書

注文書参考サイト

検収書

これらのデータは、スキャンして電子的に保存することができます。もちろん、紙のまま保存することも可能です。

改正によって、電子帳簿等保存、スキャナ保存の要件が大幅に緩和されました。さらに、電子取引については電子保存が義務化されました。デジタル化の流れは、今後も加速していくと考えられます。時代に対応するために、事務処理や経理処理の在り方を見直し、電子化を進めていく必要があるでしょう。

■ソリマチ農業簿記 Version 1 2 が入荷しました。 新バージョンのデモ版を使って講座を行いますので 興味のある方はご連絡ください。



・ソリマチのオンラインセミナーは以下からご覧ください。

担当:小林

タイトル写真: 菊田さん

さまり。もらろん、紅切まま休仔りることも可能でり。					
	国税関係帳簿	国税関係書類			
対象となる帳簿・書類	仕訳帳 総勘定元帳 その他の帳簿 (補助簿) 等	決算関係書類	取引関係書類		電子取引
			自己が作成する 書類の写し等	相手方から 受領した書類等	
		貸借対照表 損益計算書 棚卸表 計算、整理又は決算 に関して作成された その他の書類	見積書 契約書 請求書 領収書 等	見積書 契約書 請求書 領収書 等	EDI取引 インターネット取引 電子メール取引 クラウド取引 等
保存方法		電子データ保存		スキャナ 保存	電子データ 保存

電子取引の対象書類

電子取引の対象書類は、電子データでやりとりを行った取引書類が該当します。注文書や契約書、見積書、領収書などのほか、送り状なども含まれます。

これらの書類は、受け取った場合も送信した場合も、電子的に保存しなければいけません。

・誰もがスマートフォンを持ち、日常的にインターネットを活用している昨今、社会全体がデジタル化に向かっているといえます。コロナ禍によるリモートワークの増加や DX の推進によって、業務の在り方も大きく変化しています。こうした状況の中で、より多くの事業者が業務のデジタル化を進め、紙からの脱却を目指しやすくするために、2022 年の電子帳簿保存法改正が行われました。

◆ホテル雅叙園東京の「和のあかり展」 薄暗い場所でもiPhone はよく映りますね♪ 宮崎さんの作品から



